### 公益財団法人東京動物園協会

### 第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が公の施設の管理を行わせている団体に対して、管理運営に係る事業がその目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

- 1 監査対象団体及び局
- (1) 監查対象団体 公益財団法人東京動物園協会
- (2) 監査対象局 建設局

#### 2 団体の概要

### (1)団体の概要

公益財団法人東京動物園協会(以下「協会」という。)は、昭和22年12月に任意団体として発足し、昭和23年11月に財団法人の設立認可を受けた団体であり、平成22年4月、公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人に移行している。

協会は、東京都における動物園事業の発展振興を図り、動物とその生息環境について知識を 広め、人と動物の共存に貢献することを目的として、主に次の事業を行っている。

## ア 公益目的事業

- (ア) 飼育展示、野生生物保全等の東京都立の動物園等における管理運営事業
- (イ) 動物及び動物園等に関する教育普及、情報発信、支援協力並びに調査研究等に係る事業
- (ウ) 動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業

### イ 収益事業

- (ア) 動物園等における物品並びに飲食物販事業
- (イ) 東京都から許可を受けて行う動物園等の付帯事業
- (ウ) その他動物園等に関する収益事業

## (2) 組織

協会は、事務所を台東区池之端二丁目9番7号に置き、役員16名(理事長1名、常務理事2名、理事10名、監事3名)(うち非常勤役員13名)及び職員423名(うち都派遣職員118名)で、4部13課をもって構成されている。

#### 3 都との関係

#### (1) 基本財産の出えん

都は、協会に対して、基本財産6億円のうち、4,500万円(7.5%)を出えんしている。

## (2) 指定管理業務の委託

都は、東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)に基づき、協会を指定管理者 (地方自治法第244条の2第3項)として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族 園及び井の頭自然文化園(以下「動物園」という。)の管理運営事業を行わせており、平成25 年度57億1,561万余円、平成26年度61億3,288万余円の委託料を支出している。

#### (3) その他の委託

都は、協会に対して、ユビキタス運営事業等を委託しており、委託料は、平成25年 度8,454万余円、平成26年度8,121万余円となっている。

# 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成25年度(平成25.4.1~平成26.3.31)及び平成26年度(平成26.4.1 ~平成27.3.31)の事業について実施した。

# 2 実地監査期間

- (1) 建設局 平成27年10月8日及び同月27日
- (2)協会 平成27年10月9日から同月26日まで

#### 第4 監査の結果

### 1 運営に関する事項

協会は、公の施設である動物園の管理運営事業のほか、公益事業として、動物園における動物 解説や各種行事・催物への協力などの教育普及活動を行うとともに、利用者の利便性の向上と公 益事業の充実のため、収益事業として、園内の売店などの経営を行っている。

今回の監査対象である動物園の管理運営事業について、協会は従来から受託していた入園者の 受付や施設の維持管理などの業務だけでなく、平成18年度からは指定管理者として、都が直営 で行ってきた飼育業務を含めた動物園全体の管理運営を担っている。

協会は、引き続き利用者サービスの向上に努めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、園内施設の表記の見直し等、増加することが予想される外国人への対応力を強化していくことが望まれる。

公の施設の管理運営事業について、実績報告書及び契約関係書類を中心に監査を行った結果、 別項指摘事項を除き、事業は、運営目的に沿って適切に執行されていると認められる。

# 2 指摘事項

#### (1)協会

### ア 通用門の施錠管理を適切に行うべきもの

協会は、協会が管理運営している恩賜上野動物園において、夜間における火災・盗難及び 不法行為等を防止し、財産の保全と動物及び動物園周辺の安全を図るため、夜間警備の業務 委託(実施時間:17時15分から翌日8時30分まで)を表1のとおり実施している。

当該契約の特記仕様書によれば、動物舎等の園内施設定期巡回を4回(18時、22時、2時、6時)実施し、その際に南京錠で施錠管理をしている10か所の通用門(園外と通じている出入口)の施錠確認等も行うこととしている。

通用門の南京錠の鍵は、出退勤等のため、ほぼ全員の園職員に貸与されており、職員は開錠と同時に必ず施錠もしなければならず、これが確実に行われないと不法侵入のリスクが生じることとなる。

しかしながら、受託者による警備報告書を見たところ、10か所の通用門のうち7か所について、表2及び表3のとおり施錠忘れが記載されていることが認められた。また、協会は、 夜間警備日誌により施錠忘れの報告を受けているにもかかわらず、対応が不十分なことから、 表3のとおり、A門及びB門については、施錠忘れが繰り返されている。

施錠忘れは、定期巡回の警備員により、発見の都度、施錠されてはいるものの、こうした 状況は、不法侵入のリスクを生じさせており適切でない。

協会は、南京錠による通用門の施錠管理を適切に行われたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

(表1) 契約の状況

年 度	契 約 件 名	契約期間	契約金額(円)	
平成26年度		平成 26.4.1~	0 145 440	
平成20千度	     上野動物園夜間警備委託	平成 27.3.31	9, 145, 440	
平成25年度	上野	平成 25.4.1~	0 014 750	
平成 2 5 年度		平成 26.3.31	8, 814, 750	

### (表2) 年度別施錠忘れの回数

年 度	平成26年度	平成25年度
回数 (回)	1 7	6

#### (表3) 警備報告書に記載されている施錠忘れの回数

通用門名	A門	B門	C門	D門	E門	F門	G門
回数(回)	7	7	4	2	1	1	1

## 第5 運営状況の概要

### 1 財政面から見た都との関係

協会の会計は、公益事業を経理する公益目的事業会計、収益事業を経理する収益事業会計及び 法人会計の3会計で構成されている。

協会の各会計における収入の状況について、平成25年度は表4のとおり、また平成26年度 は表5のとおりである。平成26年度において、その財源に占める都からの収入の割合は68.6% となっている。

(表4)協会の各会計に係る収支の内訳(平成25年度)

(単位:千円)

	項目		3会計合計	公益目的事業 会計	収益事業会計	法人会計		
	収	-	入	額	8, 617, 102	5, 667, 561	2, 779, 837	169, 704
	都	ふか	らの収	入	5, 800, 159	5, 634, 121		166, 037
				(割合)	(67. 3%)	(99.4%)	_	(97.8%)
	受託事業収入 動物園 管理委託料 その他		収入	5, 800, 159	5, 634, 121	-	166, 037	
			•	5, 715, 618	5, 549, 580	-	166, 037	
			他	84, 541	84, 541	-	-	
	他の収入		2, 816, 943	33, 440	2, 779, 837	3,666		
				(割合)	(32.7%)	(0.6%)	(100%)	(2.2%)
	支		出	額	8, 612, 787	5, 856, 070	2, 496, 482	260, 234

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、 合計等と一致しない場合がある。以下同じ。

(表5)協会の各会計に係る収支の内訳(平成26年度)

(単位:千円)

項目		目	3 会計合計 公益目的事業 会計		収益事業会計	法人会計
収	. 入	額	9, 055, 736	6, 090, 388	2, 790, 872	174, 474
者	『からの	収入	6, 214, 099	6, 043, 743		170, 356
		(割合)	(68.6%)	(99. 2%)	_	(97.6%)
	受託事	業収入	6, 214, 099	6, 043, 743	-	170, 355
動物園 管理委託料			6, 132, 887	5, 962, 531	-	170, 355
その他		の他	81, 212	81, 212	-	-
他の収入			2, 841, 637	46, 645	2, 790, 872	4, 119
		(割合)	(31.4%)	(0.8%)	(100%)	(2.4%)
支	: 出	額	9, 052, 616	6, 223, 660	2, 567, 350	261, 605

### 2 公の施設の管理運営事業について

協会は、都との協定に基づき、動物園の指定管理者として、表6の各動物園において飼育展示業務、教育普及業務、野生生物保全業務、管理運営業務、施設維持管理等の業務を行っている。

また、指定管理者事業に係る支出は、表7のとおり、平成26年度は61億3,584万余円であり、前年度と比較して3億8,382万余円増加している。

協会が管理運営している各動物園の入園者数の実績は、表8のとおりであり、また、入園券等の販売の実績は、表9のとおりである。

平成26年度の入園者数は、桜の開花時期が長かったこと、夏季の夜間開園や冬季のVisi tはっとZoo+ャンペーン等により、4園合計で約700万人となり前年度と比較して31 万6千余人(4.7%)の増となっている。

(表6) 各施設の概要

施設名称	所 在 地	開園年月日	面 積 (m²)
恩賜上野動物園	台東区上野公園 台東区池之端三丁目	明治15年3月20日	142, 897. 89
多摩動物公園	日野市程久保六、七丁目 日野市南平八丁目	昭和33年 5月 5日	601, 372. 54
葛西臨海水族園	江戸川区臨海町六丁目	平成元年10月10日	85, 958. 90
井の頭自然文化園	武蔵野市御殿山一丁目	昭和17年5月17日	115, 500. 00

# (表7)指定管理者事業に係る支出の内訳

(単位:千円)

区	分	平成26年度	平成25年度	増(△)減
人件	:費	2, 214, 075	2, 213, 089	986
事業	草	3, 240, 179	3, 062, 711	177, 468
間接	費	484, 335	359, 261	1 2 5, 0 7 4
消費	税	197, 257	116, 964	80, 293
合	計	6, 135, 848	5, 752, 026	383, 822

(単位:人)

÷∕∵≑⊓. ∕a	平成26年度			平成25年度			増(△)減
施設名	有料入園者	無料入園者	合計 (A)	有料入園者	無料入園者	合計 (B)	(A) - (B)
恩賜上野 動物園	2, 049, 673	1, 644, 084	3, 693, 757	1, 934, 352	1, 555, 682	3, 490, 034	203, 723
多摩動物 公園	520, 528	521, 157	1, 041, 685	495, 774	507, 564	1, 003, 338	38, 347
葛西臨海 水族園	716, 431	755, 677	1, 472, 108	719, 123	747, 385	1, 466, 508	5, 600
井の頭自 然文化園	425, 755	370, 110	795, 865	390, 786	335, 974	726, 760	69, 105
計	3, 712, 387	3, 291, 028	7, 003, 415	3, 540, 035	3, 146, 605	6, 686, 640	316, 775

(注) 無料入園者:小学生以下、都内在住在学中学生、身体障害者、無料開園日入園者等

# (表9) 各動物園の入園券等の販売実績

(単位:千円)

+ <del>/∵</del> ∋⊓ <i>k</i> 7	平成26年度			平成25年度			増(△)減
施設名	入園券	パスポート	合計 (A)	入園券	パスポート	合計 (B)	(A) - (B)
恩賜上野 動物園	1, 056, 749	47, 366	1, 104, 115	993, 391	45, 186	1, 038, 577	65, 537
多摩動物 公園	252, 410	15, 325	267, 735	237, 894	14, 902	252, 797	14, 938
葛西臨海 水族園	443, 765	7, 292	451, 057	454, 458	6, 549	461, 007	△ 9,949
井の頭自 然文化園	117, 739	17, 702	135, 441	109, 531	16, 423	125, 954	9, 487
計	1, 870, 664	87, 686	1, 958, 350	1, 795, 275	83, 061	1, 878, 336	80, 014

(注) パスポートは1年間の定期入園券である。